

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積徴取を行う事項

- (1) 業務名称
令和7年度「入札のしおり」印刷業務（単価契約）
- (2) 業務概要
「国有財産一般競争入札のしおり」を印刷製本し、指定部数を指定された配付先に送付する。
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和7年12月26日まで
- (4) 証明書等の受領期限
令和7年3月7日（金曜日）17時00分まで
- (5) 見積書提出期限
令和7年3月14日（金曜日）17時00分まで
（なお、郵送による場合は担当者及び連絡先を明記のうえ、上記の日までに必着とし、郵送方法は「簡易書留郵便」とすること。）
- (6) 見積合せの日時
令和7年3月18日（火曜日）11時00分
（見積合せへの立会いは不要とする。）

3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「物品の製造（その他印刷類）」の「D」等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項等を示す場所

問い合わせ先

東海財務局 管財部 統括国有財産管理官 第4統括部門
〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号
電話 052-951-1710（ダイヤルイン）

受付場所

同上

見積書の提出を希望する者は、上記2.(4)までに受付場所に「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出し、本件に係る仕様書等を受領しなければならない。
なお、郵送による「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しの提出及び郵送による仕様書等の配付を希望する場合は、上記受付場所まで「簡易書留郵便」にて「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」を提出すること。なお、レターパックライト（宛先を記載すること。）を同封すること。

また、上記2.(4)までに受付場所に「指名停止等に関する申出書」、「誓約書」、「役員等名簿」及び「業務の一部再委託の内容」（業務の一部を再委託する場合）を提出すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

5. 契約保証金

免除する。なお、契約保証金の免除にあたっては、契約相手方が契約締結の際に、令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを条件とする。

6. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積は無効とする。

7. 見積書の記載金額

見積金額は、印刷物毎のページ単価（小数点第2位まで）に、当局の提示する予定ページ数及び予定印刷部数を乗じた予定金額の総合計額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする）とする。

なお、契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

9. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

- (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.(4)までに認定を受けなければならない。
- (2) 詳細は見積説明書による。
- (3) 本件に係る契約相手方の決定及び契約の締結は、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。

以上公告する。

令和7年2月17日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長 平岡 宏友